

## 平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目一覧

※下線部分は、経過措置の内容

庵治地区

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
9	地方税の取扱い	法人市・町民税	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</u>	H20	市民税課	
		軽自動車税	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</u>	H20	市民税課	
		入湯税	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</u>	H20	市民税課	
		事業所税	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。</u>	H22	市民税課	
		納税関係	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>庵治町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</u>	H20	納税課	
22	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険(料・税)の賦課等	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</u>	H20	国保・高齢者医療課	
23	介護保険事業の取扱い	介護保険料の賦課・徴収	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>庵治町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。</u> また、 <u>庵治町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</u>	H20	介護保険課	
24-6	高齢者福祉事業	高齢者生きがいデイサービス事業	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>庵治町地域の対象者は、合併年度及びこれに続く3年度に限り、引き続き他町のデイサービスセンターを利用できるものとする。</u>	H20	長寿福祉課	
24-8	児童福祉事業	保育料	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>庵治町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</u>	H20	保育課	
		乳幼児等医療費助成事業	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>合併時において庵治町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。</u>	H22	こども未来課	
24-9	その他の福祉事業	配食サービス事業	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>庵治町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</u>	H20	長寿福祉課	

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24-10	保健衛生事業	妊婦・乳幼児健康診査	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。	H20	保健センター	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査については、21年度は現行のとおりとし、22年度以降において、市域全体で実施場所等の見直しを行う。 こども相談については、21年度から、高松市保健センターにおいて行う。
		健康診査・がん検診	高松市の制度に統一する。 【合併時まで調整するとしていた項目の調整結果】 高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における乳がん検診の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする。	H20	保健センター	
24-12	商工・観光関係事業	中小企業指導団体等育成	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとし、協同組合庵治石振興会の事業補助については現行のとおり実施するものとする。	H20	商工労政課	21年度については、現行のとおり実施する。 なお、22年度以降については調整中。
24-13	農林水産関係事業	水田農業構造改革事業	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	
24-14	建設関係事業	河川占用料等	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	河港課	
24-15	交通関係事業	チャイルドシート助成	庵治町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。	H20	交通安全対策室	
24-16	上水道事業	水道料金	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。	H20	水道局 お客さまセンター	
24-17	下水道事業	水洗便所改造資金支援制度	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町で合併時まで融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。	H22	下水道管理課	
		合併処理浄化槽設置に対する補助	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	下水道管理課	

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24-18	消防防災関係事業	防災行政無線	<p>庵治町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。</p> <p>【合併時まで調整する項目の調整結果】  移動系防災行政無線の遠隔制御装置を本庁舎に設置し、NTTの専用回線を利用して接続する。  なお、同報系防災行政無線の遠隔制御装置を消防局に設置し、NTTの専用回線を利用して接続する。  <u>庵治町の防災行政無線(同報系)の戸別受信機の経費負担については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</u></p>	H20	危機管理課	
24-19	学校教育事業	保護者負担軽減対策	<p>高松市の制度に統一する。  ただし、庵治町地域における小学校の学校行事等及び町合唱コンクール参加補助については、現行のとおりとする。  <u>中学校新人・総合体育大会及び香川県音楽発表会参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</u></p>	H20	学校教育課 保健体育課	
		学校教育指導	<p>高松市の制度に統一する。  ただし、庵治町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。  中学校の常勤講師配置については、現行のとおりとする。</p>	H20	学校教育課	
		公立幼稚園	<p>高松市の制度に統一する。  ただし、庵治町地域における  <u>幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の授業料と同額となるよう段階的に調整するものとする。</u>  幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>	H20	学校教育課	
24-20	社会教育事業	子ども会活動の促進	<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。  ただし、庵治町地域の子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p>	H20	生涯学習課	
		スポーツ団体育成事業	<p>高松市の制度に統一する。  ただし、庵治町地域における体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年から4年度目において高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p>	H20	スポーツ振興課	
		体育施設管理運営	<p>高松市の制度に統一する。  庵治町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。  <u>減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</u></p>	H20	スポーツ振興課	

協定 項目 番号	協定項目	分 類	調 整 案	経過措置の 終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24-21	文化振興事業	文化団体の育成・支援事業	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>【合併時まで調整するとしていた項目の調整結果】  <u>庵治町文化協会への補助については、両市町の合併に伴う同協会の動向及び活動の方向性等を見極め、激変緩和を考慮する中で、その額を決定するものとする。</u></p>		国際文化振興課	<p>平成21年度は、2分の1に削減し、平成22年度も21年度と同額とする。平成23年度以降は、協会の活動状況を見極め、100千円を上限とする。</p>